

相談 事例

事業者から「無料のガス点検に行く」と電話があり、ガス会社から の連絡と思い、訪問を了解した。来訪した事業者から、給湯器の劣 化を指摘され、交換工事を契約したが、高額なので解約したい。



電話や訪問で、給湯器の点検を持ち掛ける事業者には、 安易に 点検させないようにしましょう。

- ◆消費生活センターには、給湯器の点検商法に関する相談が、非常に多く寄せられており、 その多くを高齢者が占めています。
- ◆消費者トラブルを回避するため、次の点に留意しましょう。
- ・電話や訪問で点検を持ちかけられても、その場で点検を決めず、
 自分で契約先のガス会社や給湯器メーカーに連絡するように
 しましょう。



- ・点検を断りたいときは、インターホン越しに断るようにしましょう。
- ・その場では契約せず、十分に比較・検討しましょう。
- ・契約内容に不安や迷いがあれば、消費生活センターに相談しましょう。 クーリング・オフができる場合もあります。

「クーリング・オフ」や「消費生活相談窓口」については、裏面をご覧ください 🎼 🍞

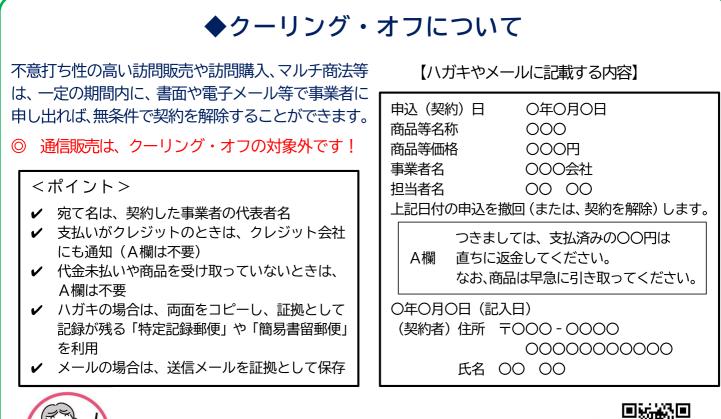
契約に関するトラブルについては、**消費生活センター**にご相談ください。





ご自由にコピー・回覧していただき、消費者被害の未然防止にお役立てください。 まとまった部数が必要な場合は、事前に消費生活課(045-312-1121)へお問合せください。

神奈川県くらし安全防災局くらし安全部消費生活課 発行



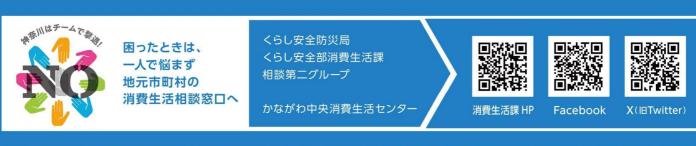
クーリング・オフについて、詳細はこちらをご覧ください



◆消費生活相談窓口のご案内

消費生活相談窓口は、事業者との商品やサービスの契約等に関する相談窓口です。神奈川県が設置 する「かながわ中央消費生活センター」のほか、お住まいの市町村にも設置されています。





221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 電話:045-312-1121(代表)/FAX:045-312-3506